

(2020年11月17日配信)

## 【11月17日更新】新型コロナウイルス関連情報（第70報）：MD州の新たな措置

●ホーガン MD 州知事は、州内の感染増加を受け、新たな措置を発表しました。

本日（11月17日）、メリーランド州のホーガン知事は、州内の陽性症例が13日間続けて1日1,000件以上を記録し、陽性率が6.85%を超えたことを受けて、州全域に適用される新たな措置を発表しました。主な内容は以下のとおりです。

### 1. 11月20日午後5時に発効する措置

#### （1）飲食店の営業時間短縮

バー、レストラン他、食事や酒類の提供を行う施設は、テイクアウト及びデリバリーを除き、午後10時から午前6時まで閉店。

#### （2）小売店、宗教施設の収容人数縮小

小売店及び宗教施設は、屋内飲食やパーソナルサービス（美容室・ネイルサロン等）、屋内娯楽施設、フィットネスセンター等と同様に、収容人数を50%に縮小。

#### （3）レーストラック、スタジアムへの観客の入場禁止

レーストラック（競馬など）及びスタジアム（プロ/大学）への観客の入場は禁止

◎修正された州知事令

<https://governor.maryland.gov/wp-content/uploads/2020/11/Order-20-11-17-01.pdf>

### 2. 医療機関における措置

#### （1）行政命令（発効済）

ア 以下の場合を除き、病院訪問の全面禁止

- ・ 終末期ケア
- ・ 産科受診
- ・ 未成年者の保護者
- ・ 障がい者の補助

イ 入院患者が最大収容人数に達した、または達する見込みの病院に対し、必要なケアを提供できる他の病院への患者移送を許可

◎修正された行政命令（医療機関）

<https://phpa.health.maryland.gov/Documents/MDH%20Order%20-%20Amended%20Various%20Health%20Care%20Matters%20Order.pdf>

#### （2）ガイダンス

緊急を要さない医療措置、特に、長期的な人工呼吸器の使用やICUでの処置等を要するものは可能な限り避け、収容能力の確保に努めるよう医療機関に対し注意喚起

◎州保健局ガイダンス

[https://phpa.health.maryland.gov/Documents/2020.11.10.04\\_MDH\\_COVID-19\\_Clinician\\_Letter.pdf](https://phpa.health.maryland.gov/Documents/2020.11.10.04_MDH_COVID-19_Clinician_Letter.pdf)

### 3. 高齢者介護施設における措置（発効済）

（1）高齢者介護施設内への訪問を制限。全ての施設訪問者に対し、訪問前 72 時間以内に受けた陰性証明の提示を義務化

（2）高齢者介護施設従事者は週 2 回、施設居住者は週 1 回の検査を義務化

#### ◎修正された行政命令（高齢者介護施設）

<https://phpa.health.maryland.gov/Documents/MDH%20Order%20-%20Amended%20Nursing%20Home%20Matters%20Order.pdf>

#### ◎プレスリリース

<https://governor.maryland.gov/2020/11/17/to-fight-covid-19-surge-governor-hogan-announces-hospital-surge-measures-statewide-capacity-restrictions/>

#### ◎会見資料

<https://governor.maryland.gov/wp-content/uploads/2020/11/November-17-Slides.pdf>

◎11 月 11 日配信の領事メールも併せてご参照ください。

<https://www.us.emb-japan.go.jp/j/anzen/archive/2020/20201111ryojimail.pdf>

（注）できる限り正確な情報を記載するよう努めておりますが、ご自身に関係する事項については、米側当局が提供する情報に依拠してください。

（注）上記のほかにも、連邦・州・地方政府（郡、市など）レベルで感染拡大を抑制するための各種措置がとられています。特にお住まいの郡や市など地方政府が発信する情報には生活に密接に関わるものが多く含まれていますので、各自において最新情報の把握に努めてください。

※この領事メールは、DC・MD 州・VA 州の在留邦人および「たびレジ」登録者の皆様へ配信しています。

#### ■在アメリカ合衆国日本国大使館

住所：2520 Massachusetts Avenue N.W., Washington D.C., 20008, U.S.A.

電話：202-238-6700（代表）

HP：[https://www.us.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

#### ◎新型コロナウイルス関連情報はこちら

[https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/covid-19.html](https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/covid-19.html)

#### ◎領事メールのバックナンバーはこちら

[https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/ryoji\\_mail.html](https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryoji_mail.html)